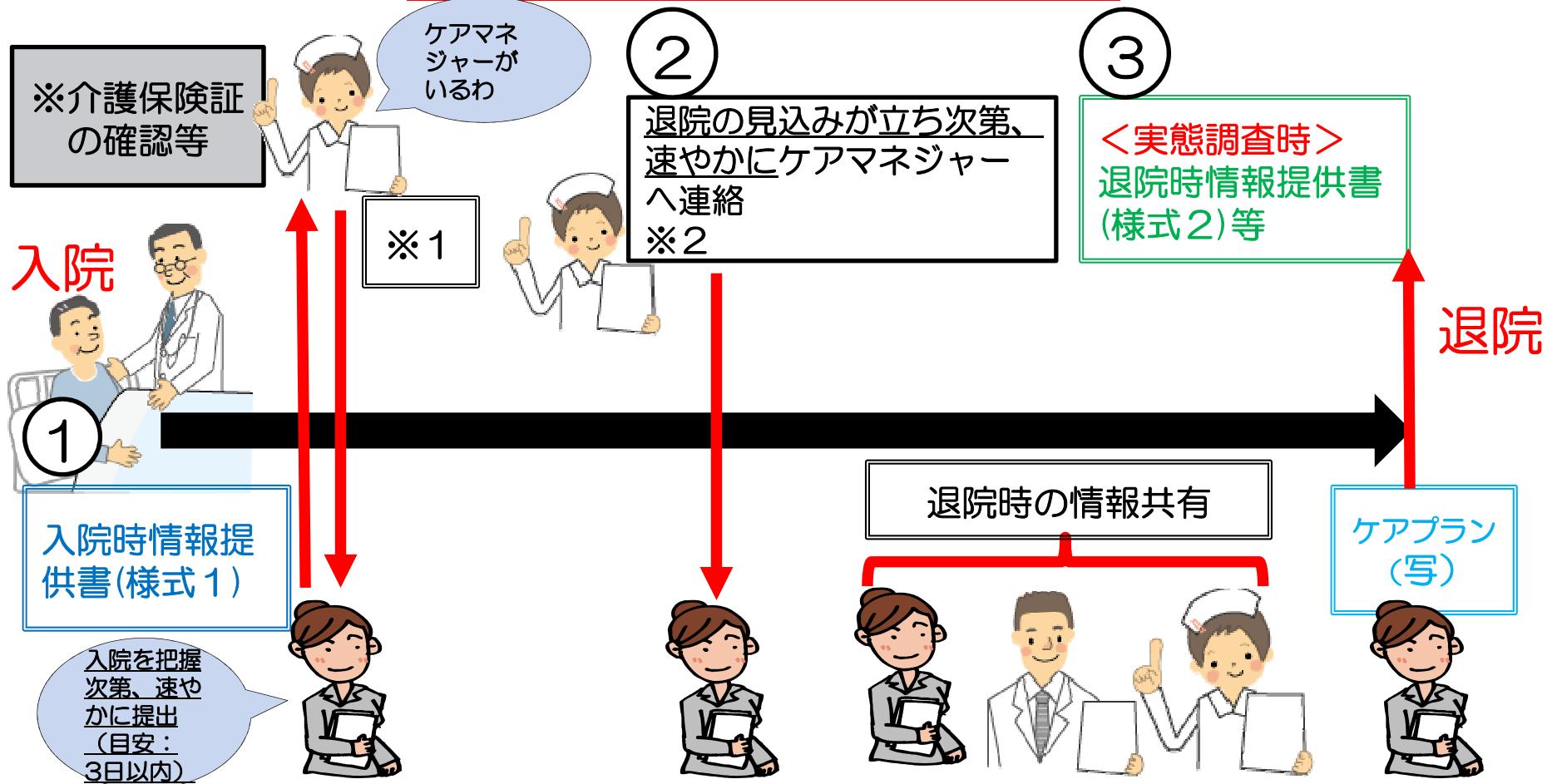


# 入退院調整ルールは、 大きく分けて2つ

- 入院前にケアマネジャーがいる患者の場合
- 入院前にケアマネジャーがない患者の場合



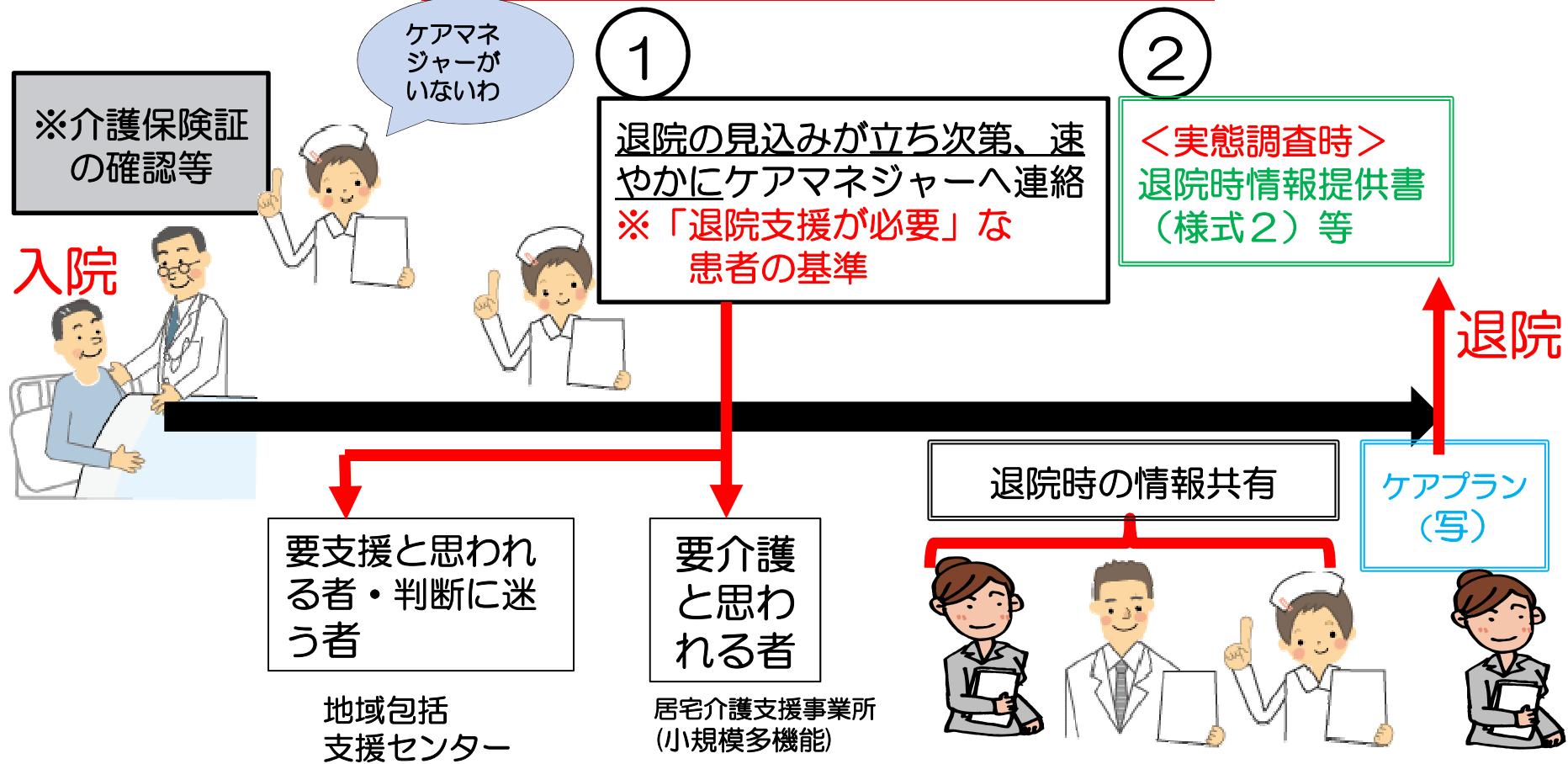
## A 入院前にケアマネジャーがいる患者の場合



※1 ケアマネジャーからの連絡がない場合は、ケアマネジャーを把握次第、速やかにケアマネジャーへ連絡

※2 病因・病状によって基準となる在院日数は異なる  
→退院の見込みが立ち次第、速やかに（おおよその目安：退院1週間前まで）

## B 入院前にケアマネジャーがない患者の場合



※「退院支援が必要」な患者の基準

「要支援」：見守りが必要な者、

放っておくと、介助が必要な状態になるおそれのある者

「要介護」：立ち上がりや歩行、食事、排泄に介助が必要な状態の者、  
認知機能が低下している者